

応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会

業績賞規程

1. 本規程は有機分子エレクトロニクスおよびバイオエレクトロニクス分野の発展に顕著な業績をあげた研究者に対して公益社団法人応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会が行う表彰について定める。
2. 本表彰を「応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会業績賞」（略称：M&BE 業績賞）という。
3. 第1項にいう顕著な業績とは、当該研究者の独創的・先駆的な研究が、有機分子エレクトロニクスおよびバイオエレクトロニクス分野の新しい学術分野の開拓・発展に大きく貢献した業績（研究業績）あるいは当該研究分野において学生・若手研究開発者の育成・啓発に大きく貢献した業績（教育業績）をいう
4. 受賞候補者は有機分子・バイオエレクトロニクス分科会会員個人とする。
5. 受賞者は公募に応じた自薦および他薦の候補者から選考する。
6. 表彰は原則として毎年1件以内とする。
7. 表彰は賞状授与および記念品贈呈とする。
8. 表彰は毎年、秋季応用物理学会学術講演会中に行う。
9. 有機分子・バイオエレクトロニクス分科会常任幹事会は毎年12月までに受賞候補者募集要項を「有機分子・バイオエレクトロニクス分科会誌」（M&BE 誌）および「応用物理」誌上に公表し広く募集する。
10. 受賞者の選考は有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事長が委嘱した有機分子・バイオエレクトロニクス分科会表彰選考委員会が行う。
11. 受賞者が決定したときは有機分子・バイオエレクトロニクス分科会表彰選考委員会委員長が有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事会に選考の経過および結果を報告する。
12. 有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事長は、選考の経過および結果を応用物理学会理事会に報告する。
13. 本表彰の実施に関する必要な事項の審議および決定は有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事会が行う。
14. 本規程の改正は、分科会で定め、総務担当理事が承認し、理事会に報告する。

附則 本規程は2012年10月12日より施行する。

2022年6月28日 改正 総務担当理事承認

2023年9月26日 改正 総務担当理事承認